

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元

「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2022.June

Vol.39

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



第39回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 花島 敏雅

2月24日に始まったプーチン・ロシアのウクライナ侵略はウクライナの原発にミサイル攻撃が加えられるという蛮行に世界中が震撼した後の5月20日、佐賀地裁で開催されました。この日、弁護団は玄海原発もテロの脅威だけでなく、ミサイル攻撃

に晒される危険があり、これに対しては一切防ぐことは出来ず、原告住民らの生命や身体、人格権侵害の危険が具体的に発生することがあり得ることを主張しました。

原告団を代表しての意見陳述は、原発事故後、地元福島 of 農民のために様々有意義な活動をしている福島農民連の若き活動家の佐々木健洋さんに、その体験等を語って貰いました。自身、酪農家で育った佐々木さんが原発事故後、大量の牛たちが悲惨な状態で餓死している状況を陳述する下りでは、傍聴者も涙をこらえることは出来ませんでした。かけがえのない農地や、家畜を放射能で汚染する原発事故の実態と東京電力に対する怒り、その被害をのり越えて立ち上がろうと活動している福島の農民の姿とを生き活きと陳述されました。

第39回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



今回、原告は、準備書面85で、長崎県の原子力防災訓練実施報告書を見ても避難の実効性は確認できないと主張しました(なお、福岡県では実施報告書自体がない)。長崎県では訓練参加者が極めて少数で現実に即しておらず、避難経路の渋滞のおそれも改善等の検討もありません。準備書面86では、国主催の平成29年度原子力防災訓練の報告書を見ても、福島第一原発事故のような実災害を想定した訓練はできておらず、また実効的な避難ができ

る体制となるための問題点を解決する見通しも立っていないと主張しました。準備書面87では、ロシア軍によるウクライナ国内の原発への武力攻撃から、原発が軍事的攻撃目標とされ、原発がそれに対する安全性を備えていないことを主張しました。

国は、準備書面11で、震源を特定しない基準地震動の策定の基準改正で、非超過確率97.7%の応答スペクトルに基づいて基準を設定することは合理的と主張しました。また準備書面12で、地震動の基準の定め方にある「不確かさ」と「ばらつき」についての原告の主張に反論しました。

目次

Contents

口頭弁論を終えて・ココがポイント…………… 1
第39回意見陳述書(佐々木健洋氏)…………… 2-5

団長コラム…………… 6
早乙女勝元氏を偲んで・川内原発意見広告について… 7
今後の日程等…………… 8

意見陳述

福島県農民運動連合会職員、「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟原告 佐々木 健洋さん



1 原発事故の前

私は、福島市内で酪農を営む家の5人きょうだいの末っ子に生まれ、仔牛の世話などを手伝いながら育ちました。実家は、小規模ながら、福島県内で唯一、生乳の生産から販売までする牧場で、低温殺菌のおいしい新鮮な牛乳を産地直送して、たくさんの人に飲んでもらっていました。

牛には一頭一頭個性があり、酪農家はみんな家族同然の思いで、365日休むことなく朝早くから牛達の世話をしています。そして、酪農は牛の世話に尽きるものではなく、何年もかけて、堆肥を農地に還元し、土を作り、その肥えた土で牧草を作り、その牧草を牛に与え、牛乳を搾るのです。かけがえのない大地を受け継いで、自然の営みと人と牛の働きで、ようやくおいしい牛乳ができるのです。



私も酪農家を目指し、北海道の酪農学園大学に進学し、卒業後も3年ほど北海道で農業研修を受けていました。

しかしその頃、父の勧めもあり、酪農だけでなく農家全般のサポートを行い、農産物等の流通を通して社会に貢献できることから、福島県農民運動連合会・福島農民連産直農業協同組合(以下、「福島県農民連」といいます。)に就職しました。福島県農

民連では、農産物を農家から消費者や卸売につなげたり、日本の食料自給率を上げる必要性やTPPによる日本の農業への打撃などを訴え、反対運動をしたり、米価下落を止めるための活動などをしていました。原発については、過酷事故を起こせば農業はできなくなりますが、まさかそんなことはないだろうと無意識のうちに安全神話を信じ、核のゴミ問題を心配している程度でした。

そして、私は結婚して子どもを2人授かり、福島市内で農家を支える仕事に飛び回り、充実した生活を送っていました。実家の牧場は兄が継ぎました。

こうして、福島の大地や美味しい農産物を誇りに感じながら、これからも子ども達へ受け継いでいかなければという思いを日々実感していました。

2 原発事故

(1) 避難者支援

2011年3月11日、福島市内もひどい地震で、家中も外もぐちゃぐちゃで、情報も錯綜し大混乱でしたが、幸い、私の家族は無事でした。しかし、福島第一原発が過酷事故を起こし、福島市内にも多数の避難者が着のみ着のまま避難所に指定された学校の体育館などに押し寄せました。

被災者・避難者支援のため、すぐに全国の農民連から毎日10トンほど食料や衣類、生理用品に至るまで様々な支援物資が届くようになり、本来の仕事はそっちのけで数か月に渡り、支援物資を配布したり、大規模な炊き出しを行ったりしました。行政も、非常事態のため臨機応変に対応してくれ、物資配布のための自動車の燃料を優先的に回してもらうなど、声を上げれば柔軟に対応してくれました。また、避難者の方々も一緒に物資配布や炊き出しを手伝ってくれ、支援や助け合いの輪が広がっていきました。

このように支援の輪が広がる一方で、原発事故による放射性物質が降り注いでいることが支援の足枷になりました。それでも、誰かが動かなければ支援はできないと思い、医師を招いて勉強会をするなどして、必死に避難者の方々に支援していきました。

(2) 農家の苦悩

農業の基本は、農地です。特に農地の表土が農作物の出来にとって非常に重要であり、数センチの表土を作るのに数十年から百年程度かかると言われています。このように、農家は農作物の栽培に必要な農地を作り続けていくものですので、その土地から切り離すことのできない生業であり、それぞれの農作物に応じた季節のサイクルが農業者の方々には染み付いています。大変な仕事ではありますが、農作物だけでなく、土作りに至るまで、農家の方々の人生そのものとなっています。

しかし、原発事故により、大切に受け継いできた大地の表土は何千ベクレルもの放射性物質に汚染され、日本国内では放射線管理区域でなければ扱えないはずの高い放射線量となり、除染により無惨に剥ぎ取られることになりました。避難区域の農地



は、表面を剥いで、中間貯蔵施設に持って行き、30年後に県外へ持っていくと説明されて、除染をしましたが、その後、国は、農地の地下に埋めて農作物を作る実験をしていますので、除染土はまた元に戻されてしまうのかもしれない。

栽培された農産物の放射性物質検査の結果は、基準値を下回り、多くの物が検出限界以下です。しかし、農家は農作業で無用な被ばくを強いられ、避難区域の少なくない農家は、農業から離れていか

ざるを得ませんでした。

原発事故のあった3月から程なく、福島では米の作付けが始まる頃ですが、避難区域外の農家も米を作って良いのか、汚染された農地では作らないという人もあり、迷いの中で、福島県農民連でも大激論を交わしたものの、答えは定まりませんでした。実際に農産物を作って、検査で基準値を超えなくても、福島の農産物は原発事故前と異なり、価格も非常に安いというえ、汚染された危険な土地でなぜ作るのかと多くの批判を浴びました。

事故が起きた年の出荷前の線量検査で米から基準値を超える放射線が検出されたことがありました。すると、その米を作った農業者にマスコミが押し寄せ、なぜ危険な福島で作物を作るのかと多くの非難を浴びました。

農家は、土地から離れて仕事はできません。農業者は、原発事故による被害者であり、自分の土地で放射性物質に気を付けながら仕事をしているだけに、加害者のように扱われていると感じました。

(3) 酪農家の苦悩

原発事故後、避難区域以外も福島県内の牛乳は出荷停止になり、実家の牛乳の配達もできなくなりました。兄は、牛乳を自分の牧草地に捨て続けなければなりません。何年もかけて堆肥や牧草、牛を育て循環させて生産してきた牛乳を捨てることは、例えることのできない苦しみです。そして、出荷できるようになっても、福島県産の食べ物は敬遠され、3割ほどの契約者が離れてしまいました。

牛乳を出荷できるようになってからも、牛が放射性物質を舐めて内部被ばくするといけないから、牛を外に出してはいけない、福島県内で作った牧草を食べさせてはいけないと行政指導がありました。土を作り、牧草を作り、牛乳を作ってきた酪農サイクルは壊され、牛は外で風に当たることも、のんびり運動することもできなくなりました。

避難指示区域に住んでいた酪農家の方々は、行政の指示で、泣く泣く家族同然の牛を繋いだまま置いて避難せざるを得なかったそうです。その後、立ち入りが許された際には、繋がれた牛は餓死し、ひもじさのあまり牛舎の柱をかじった跡が痛々しく残

っており、鎖が外れた牛も、結局は食べ物がなく水が飲みたかったのか、水場のそばに折り重なって骨と皮だけになって亡くなっていたそうです。幸い生き残った牛がいたものの、放射能汚染により安楽死を指示され、酪農家は同意書にサインをさせられ泣き崩れていました。

(4) 復興に向けた活動

それでも、酪農家は、福島県内の牧草が食べさせられなくても、北海道の農民連から牧草をカンパしてもらおう等して、どうにかしのぐことができました。

農業についても、砂地での栽培やマメ科の植物は放射性物質を吸収しやすいこと、作物がセシウムを吸収しづらくするようにカリウムを撒いたり、農地を耕して放射線量を平均化して放射能汚染を薄めるなど、原発事故後いかに安全な農作物を作っていくかというノウハウも蓄積されつつあります。

そして、復興のために地元の市民がそれぞれ努力しています。私の姉は、教員をしていましたが、原発事故後の復興のため家業を手伝いたいと一念発起して、教員を早期退職し、実家の牛乳を使った「ささき牧場カフェ」を始めました。事故後の影響が続く福島で新しいことを始めることに、周りは非常に心配していましたが、ソフトクリームを手始めに、チーズ、地元小麦粉を使ってパンを出すなど工夫して、今年のゴールデンウィークもたくさんのお客さんが利用してくださいました。

3 交渉と「生業を返せ、地域を返せ！」訴訟



東京電力は、かけがえのない大地を、牛達を、放射能で汚染し、なんの罪もない牛たちを殺し、奪い、

酪農家や農家が何十年もかけて作り上げてきた生業を破壊したのです。

農民連では、国や東京電力に対し、事故直後から賠償だけでなく様々な要求を何度も交渉しました。国や東京電力は、原発事故による損害を賠償すると決めても、時間が経てば、様々な資料提出等の条件を付けて賠償をストップするなど、被害者を切り捨てようとしてきます。一人の問題でもみんなで政府と東京電力に対し、被害を直接訴え、賠償対象となる成果も出てくるようになり、農民連の会員は数百名規模で増加していきました。

また、声を上げなければ、国は何もしてくれないという経験から、もっと多くの声をぶつけなければ被害が切り捨てられてしまうとの危機感が募りました。そこで私達は、福島の酪農家や農家をはじめ、さまざまな生業を奪われた人々と「生業を返せ、地域を返せ！」をスローガンに国と東京電力に対する原状回復、原発の廃炉、損害賠償等を求めて3864名で提訴しました。第二陣も合わせると原告は5000名を超えました。

地裁・高裁で勝訴し、特に仙台高等裁判所の判決では、国も東京電力も厳しく批判されました。少し紹介しますと、阪神淡路大震災を機に地震防災対策のために作られた国の研究組織である「地震調査研究推進本部」が2002(平成14)年の時点で「福島県沖海溝沿い領域」について大地震や大津波を予測する「長期評価」を公表し、東京電力はこれを踏まえた対策を講じる必要があり、国もこれを指導する必要がありました。しかし、東京電力の対策は「新たな防災対策を極力回避・先延ばしにしたい思惑のみが目立ち、不十分であり、「義務違反の程度は、決して軽微といえない程度」と厳しく批判されました。また、国は自らの研究結果である「長期評価」について信頼せず、「不誠実ともいえる」「東京電力の報告」を「唯々諾々と受け入れ」、規制当局に期待される役割を果たさなかったとさらに厳しく批判されました。

東京電力も国自らも、国の予測を信頼せず、大地震が起こらなければ問題ないという願望のもとで杜撰な地震対策を押し進めてきたとしか思えません。

それでも、国と東京電力は上告し、今年4月25日には最高裁判所で弁論が開かれました。

弁論の翌日も、50名の生産者と国（経済産業省、文部科学省、農林水産省）・東京電力との交渉を行いました。汚染水を流すなどという要求のほか、ウクライナ侵攻を例に原発攻撃への危険を訴えました。しかし、国は、未だエネルギー安定供給のために原発は必要、原発への攻撃があっても被害は小さくするのだと説明しました。この福島第一原発の過酷事故被害も織り込み済みだと言わんばかりです。原発過酷事故の被害を直視しようとしない国を止めるためには、裁判で勝つことが大きな足がかりになると確信しました。これからも、被害が終わらない限り、交渉は継続していかなければならないと思っています。

一方で、裁判でも交渉でも、被害者が自ら声を上げなければ国は動いてくれません。被害者がなぜそこまでしなければいけないのかという憤りを感じずにはられません。

4 復興を阻むもの

(1) 原発の継続

福島県農民連は、脱原発を目指し、「自分たちの使う電気は自給しよう」と、ドイツを視察しました。農家や地元市民が再生可能エネルギー事業の主役として、今年（2022）年までにドイツ国内のすべての原発を停止する本気の取り組みに触れ、会員と一丸となって取り組んできました。今では、福島県内各地に太陽光発電所を設置し、約2100世帯分の発電をしています。今後は太陽光発電所パネルの下でも農作物を生産していこうと挑戦を続けています。

そして、電気を作った利益を地元福島に循環させることで復興につながります。視察したヨーロッパでは、再生可能エネルギー発電は市民参加なら優遇され、地域に利益が循環していました。

しかし日本では、原発を継続することにより、再生可能エネルギーは出力を抑制され、普及が妨げられています。原発を継続する限り、国の予算が再生可能エネルギーへの支援は少なくされ、小さな

発電所は建設コストが割高なため、国の支援がなければ大企業のみしか生き残れません。東京から大企業が来て利益を吸い上げていく植民地のような発電では、原発と同じです。原発は止めて、地元市民の小型発電所をもっとたくさん作って地元の復興に繋げていくことが大事だと思いますし、エネルギーの安定供給にも貢献できます。

(2) 汚染水放出

国は、福島第一原発で原発建屋に地下水が毎日140トン染み込んでいるため、その汚染水を海に放出することを決めました。汚染水は、発生自体を止めることができる対策として、例えば、福島大学教授が提案している地下ダムを作って、地下水を流入させない既存の技術を応用することなど、実効的な対策が複数挙げられています。しかし、国も東電も採用せず、国は汚染水を流すことだけを決めて、トリチウム汚染水は安全などと強弁しています。

そもそも原発事故で海や農地は間違いなく汚染されており、汚染水が放出されれば、さらなる海洋や土壌汚染を招きます。福島県農民連の会員には、海苔やアサリの養殖業者の会員もいます。海苔やアサリの放射線量が仮に基準値以下であっても、恐らく多くの人買い控えるでしょう。価格が下がることも必至です。これは、風評被害ではなく、官製の実害です。

とにかく、原発やその関連で何かあれば、福島の農産物の安全は信用されなくなります。原発の維持や汚染水の放出は、私達地元市民が頑張っている復興の努力を無にするものです。

復興のため、再生可能エネルギーの飛躍的普及により、地域の雇用と循環型経済を作るべきです。そして、福島のような被害を二度と繰り返さないため、この裁判で原発と決別してほしいと願ってやみません。

5 最後に

国も九州電力も、そして裁判所におかれましては、大地震や大津波が玄海原発で本当に起こることを本当に想定してください。



ウクライナの危機とロシアの戦略

福島第一原発事故(フクシマ)以来、原発反対運動のために小生は、日本経済新聞と数種類の科学雑誌を購読している。日本科学者会議編:日本の科学者2015年11月号、堀江則雄氏の論文「ウクライナ危機をどう見るかープーチン戦略を踏まえて」を考察する。

当時のウクライナの危機は1年半以上にわたっている。米国は、プーチンの対抗戦略に対して、4月、米軍顧問団290人を派遣してウクライナ軍部隊の訓練を始めた。さらに6月、①バルト3国とブルガリア、ルーマニア、ポーランドの6カ国に、戦車と重火器などの米軍兵器を事前配備する。戦車は総計で250両になる。②NATO軍緊急展開部隊を当初の3倍の4万人に拡大する。6カ国に緊急展開の立案や訓練を行う前線拠点を置く一と対口軍事態勢を強化した。

一方、プーチン大統領は3月、クリミア半島の編入の際に「核戦略を戦闘準備態勢に置く用意があった」と言明し、①新型大陸間弾道ミサイル40基以上を新たに配備する、②クリミア半島に核兵器搭載爆撃機を配備する一と米国に敵対的態度を和らげるよう求めている。

こうした米国の一極支配への対抗は、BRICS(ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ)など新興国の結束、台頭と軌を一にするものである。ロシアはウクライナの危機で欧米各国から「経済制裁」を課され、G8から追放されているが、今日欧米各国や日本のG7だけが世界ではない。

プーチン大統領の4月のテレビ出演の発言は、

「ロシアのような国には自国の地政学的利益があることを他の国々は理解しなければならない」「共産党の一党独裁が崩れれば、すべてが根本的に変わると思っていた。ところが、何も変わらなかった。なぜなら、地政学的な問題はイデオロギーとは何の関係もないからである」。他方、世界の国々の間には地

政学的利益の衝突であふれている。当時、BRICSは、世界人口の42%を抱えており、その合計GDPは、2000年ごろには世界全体の約7%だったが、2014年には22%を占めている。米国のある調査機関は、2020年代半ばにはBRICSのGDPがG7のそれを追いつくのではないかと推測している。

国連の原子力の謳歌から、58年の間に米国、ロシア、日本のフクシマまで3回、原発の重大事故を経験している。今日、弾道ミサイルの速さと精度の技術は、通常の爆弾を原発に落とすことが容易になり、核兵器に等しい効果が予測される。

フクシマのトリチウム汚染水の海洋放出が近々予定されている。ジュネーブ2020年6月9日、国連人権専門家は「われわれは、日本政府が、まともな対策協議も行わずに汚染水海洋破棄計画に対して深い憂慮を抱いている。コロナ問題の長期化に忙殺される日本の自治体、太平洋の先住民国家を含む日本周辺の国々の十分なコメントを出す余裕がない」と批判している。

「脱原発と脱炭素の共存は可能」との趣旨で、小泉氏ら元首相細川、鳩山、菅、村山の連盟の書簡が2022年1月27日付けで、欧州連合欧州委員会委員長宛てに送付している。



**忘れない！ 原爆と原発被災の二重の苦しみ！
世界唯一の日本！！**



早乙女勝元氏を偲んで

戦争の被害の記録を残し、後世におろかさを伝えてこられた早乙女勝元さんが5月10日、老衰のため死去されました。享年90歳。

早乙女さんは、太平洋戦争末期、約10万人が亡くなったとされる東京大空襲を自ら体験したことが、反戦・平和運動を人生のライフワークとなりました。

その後、「東京空襲を記録する会」を発足させ、映画「ベトナムのダーちゃん」、「戦争と青春」な

ど多くの作品をてがけられ、東京大空襲・戦災資料センターの館長としても活躍されてきました。

私たちの「原発なくそう!九州玄海訴訟」でも快く意見陳述を引き受けていただき、第9回口頭弁論(2014年7月4日)では、原発の無意味さを力強く訴えられました。

原発のない社会を実現させることをお誓いし、故人のご冥福をお祈りしたいと思います。

川内原発反対の 新聞意見広告のご案内

▼薩摩川内市で、川内原発20年運転延長を止めるための意見広告運動に携わっております、中尾と申します。こんにちは。

▼原発反対の声が陳情の形でもなかなか議会に届かない「城下町」川内ですが、やはり反対の民意は地元で燃えています。それを掘り起こし、目に見える「地元の意向」として議会や首長にも尊重してほしい。それが私たちの活動の原点です。

▼今は極小規模な運動ですが、様々な協力を得つつ、閉塞感を打ち破るべく奮闘中です。

玄海訴訟の皆さまと同じく、原発のない未来を目指して頑張ります。

「原発なくそう！九州玄海訴訟」
意見陳述集

第1集



「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団

「原発なくそう！九州玄海訴訟」 意見陳述集 第1集 刊行される

当訴訟は本年5月20日で第39回裁判を数えました。これまでに70名を超える方々が意見陳述され、原発の危険性や避難者の苦難、九電と国の責任について追及してきました。このたび、これら意見陳述を3部に分け、その第1集を刊行しました。これは第1回から第10回までの裁判の25名の意見陳述の記録です。

陳述者の顔ぶれは多彩です。長谷川原告団長をはじめ、住職、農場主、母親、医師、作家、弁護士、避難者、詩人、被爆者、講談師…。どれを読んでも、そ

れぞれの立場からの熱い思いがひしひしと伝わってきて元気が出ます。11年目となる当訴訟ですが、ここで初期の陳述に触れて思いを新たにしていかがでしょうか。

残念なことは、共同代表の板井優弁護士と作家の早乙女勝元さん、フリーライターの人見やよいさんも亡くなられたことです。ご冥福を祈るとともに、本書でその息吹に触れ、遺志を継いでいきたいものです。ぜひ皆さん、ご一読下さい。



今後の日程



第41陣追加提訴のご案内

2022年 9月8日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
※締め切りは9月2日(金)午前

第42陣追加提訴のご案内

2022年 11月24日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
※締め切りは11月18日(金)午前

第40回裁判のご案内

※30分ほど遅く集合となります

2022年 10月7日(金)

13:30 佐賀県弁護士会館集合
14:00 進行協議
15:00 口頭弁論

第41回裁判のご案内

※30分ほど遅く集合となります

2022年 12月23日(金)

13:30 佐賀県弁護士会館集合
14:00 進行協議
15:00 口頭弁論

発行元/「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2022年6月30日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123